

第97回神戸市都市景観審議会  
会議録

令和3年11月2日

## 第97回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 令和3年11月2日(火) 午前9時30分～午前10時44分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出席者

磯山委員、勝沼委員、角松委員、末包委員、長町委員、藤本委員、  
松下委員、森崎委員、山下委員、壬生委員、ながさわ委員、  
大かわら委員、よこはた委員、浦上委員、田中委員、松村委員

都 市 局：鈴木局長、山本副局長、浜田担当部長

企 画 調 整 局：竹原つなぐラボ創造都市担当課長

文化スポーツ局：安田文化財課長

経 済 観 光 局：佐藤農政計画課農政企画担当課長

建 設 局：福田公園部計画課長

都 市 局：松崎都市計画課長

建 築 住 宅 局：田中建築安全課長

港 湾 局：谷ウォーターフロント再開発推進課長

(事務局)

都市局景観政策課：上田担当部長、福本担当係長、二宮担当係長 ほか

4. 議 案

- 1 神戸市景観計画の変更について
- 2 神戸市都市景観条例の全部改正について
- 3 神戸市都市景観条例施行規則の全部改正について
- 4 景観形成重要建築物等の指定について
- 5 景観アドバイザー専門部会 審議結果報告

5. 議事の内容

別紙のとおり

## 開 会

○山本副局長 お待たせいたしました。

ただいまから第 97 回神戸市都市景観審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、都市局長の鈴木から御挨拶を申し上げます。

○鈴木局長 改めまして、皆さんおはようございます。都市局長、鈴木でございます。

本日は第 97 回の神戸市都市景観審議会ということで、御出席賜りましてありがとうございます。今年度になりまして、3 回目の審議会ということで、議題は 5 点ございます。

1 点目が、議事 1 といたしまして、神戸市都市景観計画の変更ということでございます。

2 点目が、神戸市都市景観条例の全部改正についてということでございます。この件につきましては、8 月にパブリックコメントを実施いたしましたので、その意見の内容と、それについての市の考え方をお示しし、御審議いただくものでございます。

3 点目が、神戸市都市景観条例施行規則の全部改正案について、これまで審議会及び部会等における御意見を踏まえた案を取りまとめたものについて、御審議いただくものでございます。

4 点目が、景観形成重要建築物等の指定についてということで、本日は茅葺民家 1 件につきまして、御審議いただくものでございます。参考までに、この茅葺民家につきましては、今回 9 件目という形になります。

最後に 5 点目でございますが、景観アドバイザー専門部会の審議結果につきまして報告させていただきます。

以上御審議のほど、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いします。

○上田担当部長 引き続きまして、会議の成立について御報告をいたします。

神戸市都市景観審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席により成立することとなっております。

現在、委員の総数 23 名中 16 名の委員が出席されており、本会議が成立していることを御報告いたします。なお、川崎委員、栗山委員、清水委員、長濱委員、福田委員、室崎委員、森川委員の各委員におかれましては、所用により本日御欠席でございます。

なお、お手元に配布しております座席表がございましたけれども、一部修正がございましたので併せてお願いいたします。

座席表のうち、長濱委員が御欠席でございます。それから、森川委員も御欠席でございます。森川委員のところに磯山委員に座っていただいております、という出欠の変更がございましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

まず、事前にお配りしております資料といたしまして、議事次第、それから議事1－資料、神戸市都市景観計画（見直し案）に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方、議事2－資料、神戸市都市景観条例の全部改正（案）に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方、議事3－資料1、神戸市都市景観条例施行規則の全部改正（案）の概要、資料2、神戸市都市景観条例施行規則改正案と現行の条文対応関係、議事4－資料、景観形成重要建築物等の指定について、最後に議事5－資料、景観アドバイザー専門部会審議結果、以上でございます。

また机の上には、座席表と審議会委員名簿、議事1の参考資料として、神戸市景観計画案を配付しております。

以上、不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。

ここからの進行は、末包会長にお願いいたします。末包会長、よろしくお願ひいたします。

## 議 案

**○末包会長** 皆さん、おはようございます。

それでは早速ですが、議事次第に従って進めてまいります。

まず議事の1つ目、神戸市景観計画の変更についてです。

事務局からの説明をお願いします。

**○福本担当係長** それでは議事1、神戸市景観計画の変更について、御説明いたします。

景観計画の変更につきましては、本年7月、前回の審議会におきまして見直し案について御審議いただいたところでございます。その後、パブリックコメントを実施いたしましたので、「意見の内容及びそれに対する神戸市の考え方」について御説明いたします。

議事1－資料、1ページを御覧ください。前面スクリーンには、資料の説明場所を投影してまいりますので、併せて御参照ください。

パブリックコメントの実施期間でございますが、8月10日から9月8日までの30日間で実施しております。意見数ですけれども、1人の方から1件ということになっております。

御意見の内容です。要点のみ御説明させていただきます。

「街並みの景観自体が戸建てを中心とした景観計画なのは本質を外していると思う。戸建てを想定した景観形成には無理があり、マンション群をどうすれば魅力的な景観へと導くかを景観計画に取り込まねば、禍根を生み出す要因になると予想される」、「また沿道緑化に向けても建設局と連携し、街路樹などの取扱いや鉄道、幹線道路など高架に対する景観

対策も考えていただきたい」、「何でも規制、禁止するやり方ではやがて市民、企業の反発を招くだろう」、「神戸市役所建て替えてやったミューラルアートを参考、市民参加型の景観育成プロジェクトの推進を提案したい」、「神戸市の景観計画に足りないのは、「守る、育てる、創る」の三要素の中で、景観を《新しく創る精神》である」、「今後の高景観計画に重要なのは、【未来に向けて神戸市の景観を進化させること】なのだ」といった内容でございます。

これに対する神戸市の考え方です。

「神戸市景観計画（見直し案）では、景観計画区域全域と重点的な地域において、それぞれの地域の特性に応じた方針や景観形成基準を定めており、戸建てを中心とした計画ではありません。

なお、景観計画区域全域の住宅地における「中高層住宅については、そのボリューム感を減らす」という方針も、実際のボリュームを減らすという意味ではなく、形態や配置などの工夫により、周囲と調和した景観形成を図るという趣旨です。

景観計画は、景観法の規定に基づき「規制または措置の基準として必要な制限」などを定めることとなっているため、規制や禁止の要素も多く含まれますが、景観形成はこの景観計画だけで実現するものではなく、序章でも示しているとおり、「神戸市都市景観形成基本計画」を元に、その他の様々な具体化方策により実現するものです。

神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを基本理念とし、関連部局と連携しながらこれらの方策を推進するとともに、御指摘のような市民参加による景観形成もさらに推進していきたいと考えています。」

以上、意見の内容及び市の考え方を御説明いたしました、「神戸市景観計画」について、「パブリックコメントを踏まえた修正すべき事項はない」と考えております。

また、今後の手続でございますが、景観法の規定に基づき、神戸市都市計画審議会に付議した上で、12月に告示、来年度4月1日施行としたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○末包会長** どうもありがとうございました。

ただいま景観計画の変更について、パブコメの内容、それに対する神戸市の回答及びそれを踏まえた神戸市の方針を御説明いただきましたけれども、委員の皆様から御質問・御意見があれば、お願いいたします。

**○角松委員** よろしいでしょうか。

**○末包会長** お願いします。

**○角松委員** 御意見を踏まえたけども、景観計画を変更する必要がないという点については特に、全く異論がないんですけれども。今回の神戸市の考え方としての回答の中の、右のほうの列の第2段落「なお」のところですけども、「景観計画区域全域の住宅地にお

ける「中高層住宅については、そのボリューム感を減らす」という方針も、実際のボリュームを減らすという意味ではなく、形態や配置などの工夫により、周囲と調和した景観形成を図るという趣旨です」という表現がありますが、もちろんボリュームを減らすことが先にありきではあり得ないわけですが、状況によってはボリュームを減らさないと景観の調和が達成できない場合というのがあり得るのではないかと、この回答として、ここまで書いてしまうのはどうなのかというふうな疑問を感じたんですが、いかがでしょうか。

**○末包会長**      いかがでしょうか。

実際は全体的に容積率の制限があつたりするわけですよ。その中で景観を考えているかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○上田担当部長**      そうですね。末包先生の御指摘のとおり、上限としてはその容積率というものがあって、そのボリュームの中で、当然計画を工夫していくというところですけども、実際に容積を減らすというだけでなく、ボリューム感というところで、減らしていくということはあり得るということです。

**○末包会長**      よろしいでしょうか。

**○角松委員**      ボリュームを減らすことができないときに、ボリューム感だけでも減らそうということがあり得るということは、当然前提なんですけど、ボリュームは一切減らさないよというふうに思われてしまうんじゃないかなと。ボリュームを減らすことを一切求めないよというふうに読まれてしまうんじゃないかなというのが、私が危惧したことなんです。

**○末包会長**      ありがとうございます。それは、御対応したほうがいいのかと思うんですけど。いかがでしょうか。

**○福本担当係長**      御意見を踏まえまして、書き方につきましては検討したいと思います。ありがとうございます。

**○末包会長**      見直しを。特に危惧をおっしゃった点がありますので、その点を生かしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに御質問がございましたら、お願いします。

どうぞ。

**○ながさわ委員**      1ページのところなんですけど、神戸市の考え方のところ、今までもこういう景観のところでは議論をずっとされているのかもしれませんが、私はまだ議員になって間もないのでちょっと教えていただきたいんです。下のほうに神戸らしい街の景観とかありますよね。あと神戸らしさ、それからこのいろんなところに「神戸らしい」とか、「らしさ」という言葉がよく出てくるんですけども、この基準というのは何か、神戸市でつくられているのでしょうか。

**○末包会長**      お願いします。

**○上田担当部長** 「神戸らしい」という言葉ですね、これは神戸市都市景観条例の中にも出てきて、前文のところで、「わたしたちのまち神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

わたしたち市民は、この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、自らが住み、働き、憩うわたしたちのまちを、個性豊かで、快適なものにしたいと願ってやまない」とございまして、この一番冒頭の部分ですね、港、六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ市街地の形成をしていくというように、地形的な要素とか、そういったことを指しているというふうに考えております。

**○末包会長** お願いします。

**○ながさわ委員** ありがとうございます。ちょっと抽象的といったら抽象的ですよ。京都などだったら、京都らしさといったらすぐ皆さんはイメージできると思うんですけども、神戸の場合、その港と山と、その街並みの、その具体的な基準というのがないと、これはしたら駄目ですよ、これはマルなんです、これはペケなんですよというのが、何も出ていない。それと、それを誰が決めるのか、誰が判断してこれは神戸らしいんですよというようなことも何もないんで、実際その神戸らしさをどなたが、例えば建築物を造るときに、どなたがどう判断するのかという。だから人によったら、多少変わってくることもあるかもしれないですよ。その辺がすごく、曖昧過ぎるんじゃないかと思うんですけども、その細かくまでいなくても、ある一定の基準づくりは私、したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

**○末包会長** お願いできますか。

**○上田担当部長** なかなか難しい問題ですけども。景観計画の中で、いろんな基準を設けているわけですけども、こうした基準はそういった神戸らしいということを目指した基準にはなっておるかなということで、したがってこういった基準を一定守っていただければ一つ、神戸らしい方向には向かうんじゃないかなということは考えております。

**○浦上委員** ちょっといいですか。

**○末包会長** ちょっとお待ちください。まずこの質疑を。

**○浦上委員** 関連してちょっと。

**○末包会長** そうですね。よろしいですか。

**○ながさわ委員** どうぞ。

**○末包会長** じゃあお願いします。

**○浦上委員** 私は前、大丸というデパートに勤めていまして、50年間神戸らしさの研究をしてきたんです。神戸らしさというのは、今ながさわ君が言うように、細かく規定することができへんと。神戸は海と山が会う街やと。東と西が会う街なんです。要するに海から下の街、細長い街で、東からの文化と西からの文化が会う街やと。その中で、変

転して変わっていくのが、神戸やと。古い、例えば、京都みたいな街を言うんやったら、例えば昔の商工会議所とか、海岸ビルとか、郵船ビルとかそんなものも、あれが神戸と言えば神戸でしょうけど、それをどんどん変わっていくのが神戸やということに決めようやと。それで、京都との比較は、京都は京都で、それらしい街をやっているんでしょうけど。神戸は、海と山が基本的なテーマやと、これは久元市長もよくおっしゃいましたが、海と山がテーマ、そして東からも西からの文化が会うところが神戸やと。そして、変わっていくのが神戸やという。何も規則なんかを決めんのが神戸やというふうにしていこうやということになったんですが。ちょっと参考までに、申し上げました。

以上です。

**○末包会長** ありがとうございます。

お願いします。

**○ながさわ委員** 神戸の魅力づくりのために、その神戸らしさは大事やと思うんですよね。そのためのその基準というのは、さっきも言ったとおり、どこまで決めるのかはまた別として、ある一定は決めたほうが、私はあくまでもいいと思うんです。実際、住むのに神戸はすばらしいところだと思うんですけども、あと経済的なことを考えると、その観光者を、観光旅行者を神戸に来ていただくということを考えるときに、特にこの数年前、コロナ前はインバウンドで大阪にたくさん人が来て、京都、奈良にたくさん観光者が行って、神戸には特に海外の観光客の方が非常に少ないと。神戸を飛び越して、姫路のほうに行ってしまう。それは何か言ったら、神戸に魅力が、海外の人にとっては神戸の魅力が少ないというふうに捉えられてしまっていると思っているんです。その中で、もっとその神戸らしさを、どこかいうところを絞ったら、それをもっと大きく広げていくということで、魅力は高めていけることがあるかもしれないんですよね。その辺を考えますんで、今ちょっとこういう話もさせてもらいましたんで、その辺はまた、御検討もいただければいいかと思えますんで、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上です。

**○末包会長** そうですか。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

多分今、委員がおっしゃったことを、会長の私があんまり申し上げるのもあれですけども。神戸らしさというのに関しては、一定の共通認識を持った上で、こういう神戸の景観計画であるとか、あるいはその条例であるとか、その条例の規則であるとかというところで、神戸らしさで目標は、一つは、海と山が近いって地勢にありますし、もう一つは明治以来の開港以来の歴史的なという、二次元的な関係にあって神戸があると。浦上委員もおっしゃったとおりですけども、その中で神戸が常に変化している状態にあるというような中で、京都みたいに、割と固定的な景観像ってなかなか捉えにくい中で、変化する、しかし歴史的あるいは地勢的な位置づけがあるという中で、この景観計画あるいは条例、あ

るいは施行規則等を考えてきているんだ、というふうに私は理解をしておりますので、一定のスタンスはここで示しているのかなと思いますが、委員がおっしゃるように、さらなる検討は今後状況を踏まえて、必要かとも思っております。

ちょっと私から、私の見解だけ申し上げました。特に議論したいわけじゃございません。どうぞ。

**○長町委員** 私もちょうと、今のお話で申し上げてみたいと思ったのが、今この景観の様々なことを決めていくのに、六甲山からのビューとか、海からのビューとか、様々なことの取決めをしようとしていまして、これは景観計画自身が上位概念ですので、ルールづくり、その他の六甲山から見えるところの、視野に対する景観の決まりごとを決めようとかいうことが、そのものが、神戸らしさに対しての、皆さんの、何でしょう、大事にしていることだと思うんですね。そういうことでいくと、例えばアドバイザー部会が、この概念であるんですけども、この審議会の。これは一軒一軒建ってくる、神戸の街なかの建物のデザインを審議しているんです。これも恐ろしい作業なんですよ。こんなことをやっている自治体はないんです。これは神戸の、街なかの建物の街並みを、少しでも何からしくというのは結局、デザインのレベルを上げるということなので、例えば南京町と旧居留地と、H A T神戸では、デザインコードも違う。それを理解しながら、専門家を置いて、その人たちによる審議会をもう何年も維持している。この組織を維持していることも、神戸らしさの基だと思うんです。もう一つは、横断的会議体を持っている。例えば建設局と都市計画と港湾の人が一堂に会して、何か神戸市の大事な景観について、景観だけではないですね、事業について協議できる場がある。こういった、一見、明文化されているものではないけれども、デザイン都市を維持するために、神戸市がやってきたことをみんなで維持することが私は大事で、いろいろ人も変わったり、例えば神戸市さんも変わっていくかもしれないし、そんなときに、なぜデザインシティを守ってこれるのか。で、これから発展できるのかというのは、ズタズタになっている都市ってほかにあるんですね、横のつながりがないから、景観もくそもないみたいなことになっちゃう大都市というのはいっぱいあるので、ここでそういう、今の非常に大事なお話、ながさわ委員さんのお話は大事で、みんなが心の中できっちり認識している神戸らしさを維持するためには、協議したりしていくシステムですね、このシステムを、さらにつくり込んだり、維持したり発展させる必要があると思うので、何か私はそういうことを望んでおります。よろしくお願いします。

**○末包会長** ありがとうございます。

では、お願いします。

**○田中委員** 市民委員の田中です。

私自身は市民の立場というか、神戸にずっと長く、もう40年近く住んできているんですけども。過去に私、実は神戸市の景観の窓口の担当もしていたことがありまして、職員として。で、神戸というのは、今神戸らしさという話が出ましたけれども、居留地であっ

たり、異人館であったり、酒蔵だったり、有馬であったり、ウォーターフロントだったりって、一口で神戸って言えないような、すごく地域が広くて、それぞれに異なる魅力を持った街がたくさんあるところだと思います。実際に、神戸は企業の方とか、地元の住民の方が、こういったまちづくりに対して会議体を持って組織されていて、先ほど言われたんがアドバイザー会議になる手前ですね、例えばここの地域にこんなものを建てたいんだというときに、まず地元の方に、建築する側が設計者と共に説明に行かないといけない。素人かもしれないけれども、市民の方、企業の方が、ここにはこんなものは似合わないからこうしてほしい、ああしてほしいという議論を踏まえたり、景観の職員の方もここにはこういったルールがありますので、ここをこういうふうに配慮していただけないですかという、すごいやり取りを経て、本当に、お願いレベルの、強制ではなくて話し合い・協議の中で、デザインの可能性だったり、色だったり、高さだったりというのを検討しながら建ててきた。なかなかうまくいかないもの、大きなものについてはアドバイザー会議とかそういったものも踏まえて、何回も数を踏まえてそういった調整をしていく。だから市の意見とか、住民の意見を押しつけるのではなくて、そういった形でやってきたというのも、もう何十年も前からされてきたというところが、やっぱり神戸市の地道な努力、景観、神戸市らしさを、一つ一つ細かいパズルのピースを埋めるような形でやってきているというのがありますので、もうそこは自信を持って、それをさらに磨きをかけていくという両輪、こういったルールづくりも必要ですし、そういった裏の地道な努力というのがこういった街をつくってきているんだなというのを、ぜひ神戸の魅力の一つとしてお伝えしたいなど。市民としては、そこに誇りを持っているというか。そういったものを踏まえて街ができてきているというのを知っていますので、ぜひそれを続けていただきたいなと思っています。

以上です。

**○末包会長** どうもありがとうございます。

では、ほかにございましたら。

どうぞ。

**○山下委員** 今回の議論のヒントになろうかと思うことを一つだけ提案したいんですけど。39 ページ、神戸市景観計画の 39 ページ、これは旧居留地の景観形成の基本的方針なんですけど、ほかの基本方針と違って、ここだけまちなみづくりのキーワードというものがあるんです。このキーワードについて、あるいはウォーターフロントのほうはちょっと量が、ボリュームがあるんですけども、いわゆる一つ一つのアチーブメントがある、キーワードがある。でも、その他の項目には特にキーワードがなくて、神戸らしさという言葉だと曖昧なんですけども、その一つ一つの景観に対するキーワードというものは当然あってしかるべきであり、そういったものをこの計画に今から載せるというのは大変なので、一つ一つの計画の中に肉づけするという意味でキーワードを増やしていけばいいんじゃないかと私は思いますけど。意見として申し上げます。

**○末包会長**      ありがとうございます。

どうぞ。

**○勝沼委員**      私もこの議論に参加するのが2回目です。これまでの重複があったら申し訳ありません。

今のお話・議論を聞いていて感じたんですけれども、田中委員がおっしゃったようなこれまでの積み重ね、市民が主体的に景観づくりに関わってきて、こうした神戸が出来上がってきているというところを、実はあまり知られていないんじゃないかなと。私なんかはその辺の仕組みがどうなっているのかというところまで、裏の舞台とおっしゃいましたけれども、その辺についての理解も今後広めていく必要があるんじゃないかなと感じました。特にこのパブコメに対する考え方のところでも、市民参加による景観形成をさらに推進していきたいと書かれているんですけれども、これは実際どのような仕組みで行われているのかという流れを、計画とは別であったとしても、計画を運用していく、さらに景観をまもり、そだて、つくるというところにつなげていく仕組みとしてどんなものがあるかというのを、ぜひ分かりやすくまとめたようなものを公にしていただけると助かるなど感じました。

以上です。

**○末包会長**      おっしゃるとおりだと思うんですけれども、御認識いただきたいのは、多分、神戸というのは景観政策の日本での先進市です。全国でいち早く、こういう景観の条例をまとめているところです。さらに、もう一つ重要なのは、住民参加のまちづくりを日本でかなり早い段階から展開している。それが、市民参加のまちづくりが定着しかけたなと思う頃に、震災が実はありました。その後、景観まちづくりというのがあって、実はそういうのは、かなり先へ、田中委員もありましたが、一般化、もう我々のこの状態ではしているかなという認識をしております。当たり前のように、市民参加のまちづくりから復興まちづくりがあり、景観まちづくりがありというものがもう、常態、基本的にはもうマナーになっていると、景観のですね。というふうに認識している前提で、これを書いているのかなというふうに、僕はこの計画の策定に関りながら感じていました。

以上です。

何がございましたら。

**○勝沼委員**      それに関しては、やはり震災というのは大きいと思うんですけれども、震災を知らない世代とか、職員の方も含めてですけども、そういう新しく入れ替わる街でもあると思うので、そういうことを知らないまま、このまちづくりに携わっているというか、まちづくりを外から見ているような人もたくさんいらっしゃると思うんです。これからの新しい神戸を考えていく上では、基本的な当たり前のことというものを、可視化していくということも必要じゃないかなと、今の議論を聞いていて思いました。

**○末包会長**      おっしゃるとおりで、震災から四半世紀が過ぎていきますので、その頃はま

ちづくり、住民参加、復興のまちづくりの実践に関わられたのは、森崎委員とかであって、私の世代はギリギリ関わっていないんです。そうするともう、この、私が一番不安に思っているのは、そういう伝統が消えていく。要するに、実務的にまちづくりをちゃんとやっていた方が、実は復興の世代のときに現役だった方が、もう、という感じになっていますので、その点は不安なので、その点の継承は、個人的には非常に不安に思っています。あの、としか言えないんですけど。何とかならんのかなと思っているんですが、個人的に今悩んでいるところです。

ほか、ございますか。

どうぞ。

**○上田担当部長** 先ほどの委員の意見に関連しまして、景観のほうでは先般、都市景観形成基本計画の改定という作業をやっていただきまして、その中でやはり市民の日常的な活動ですね、景観まちづくりの活動、これを位置づけていこうというふうなところを盛り込んでおります。具体的には、総合的なまちづくり活動、都市計画マスタープランにおける、わがまち空間づくりの一環としまして、わがまちの景観をまもり、そだてる、活動を推進するというようなことを位置づけておりまして、その中には例えば市民花壇の維持管理であるとか、道路活用、清掃活動、落書き除去、歴史的建築物や、空き家を活用したコミュニティ活動、そういった様々な活動を展開し続けることが重要であるというふうなことも記載しております。

以上です。

**○末包会長** ありがとうございます。

実は頂いた時間を大幅に超過しておりますが、もうお一方、あれば伺いますが。

よろしいですか。

では次、議題2と議題3に移ります。

議事2は「神戸市都市景観条例の全部改正について」。それから、議事3は「神戸市都市景観条例施行規則の全部改正について」です。共に条例改正することになりますので、事務局から一括で、御説明をお願いできますか。

**○福本担当係長** それでは御説明します。議事2、議事3、一括で御説明をさせていただきます。

まず議事2、景観条例の改正につきましては、本年7月、前回の審議会におきまして、景観条例の全部改正（案）の概要を審議いただいたところです。その後、先ほどの景観計画と同様、パブリックコメントを実施いたしましたので、「意見の内容とそれに対する神戸市の考え方」について御説明いたします。

まず議事2－資料、1ページを御覧ください。先ほど同様、前面スクリーンには説明場所を投影していきますので、併せて御参照ください。

パブリックコメントの実施期間は、8月10日から9月8日までの30日間で、意見数は、

1人の方から、1件というふうになっております。

意見の内容ですけれども、「条例は現在も旧文語体に近い書き方になっているが、現状、文字離れしている若い市民に理解しやすい文章とフォントで読みやすい文体に変更をされたい。明石市では平易な文章で広報をしている」というものです。

これに対する神戸市の考え方は、「条例の文体については一定のルールがあり、その性質上、全ての文体を変更することは難しいですが、できるだけ分かりやすい文章、構成とするよう努めます。また、市民の方、事業者の方向けの広報については、できるだけ分かりやすい言葉に置き換えるなど、工夫します」としております。

「都市景観条例の改正」につきましては、「パブリックコメントを踏まえた修正すべき事項はない」というふうに考えております。

なお、パブリックコメントでは意見が出ておりませんが、市におきまして、1点修正を行いたいと思っております。パブリックコメント実施時の資料を、本日の資料としてお付けしています。資料の7ページをお開きください。パブリックコメントでは、「(3) 手続に必要な規定の追加」として「行為の完了等の届出」を記載しておりました。現行では、完了及び中止の際の届出の規定がなく、運用で行っていることから規定しようとしたものですが、「景観法に規定がない」ことから、この条文については盛り込まないこととしたいというふうに考えております。

次に議事3、景観条例施行規則の改正について御説明をいたします。

議事3－資料1の1ページを御覧ください。

議事2の条例改正に伴いまして、条例の施行規則について改正するものです。

まず、全体共通といたしまして、電子申請などの手続のスマート化を推進する観点から、様式は廃止し、記載すべき事項のみを定めることとします。

第1章の総則については、景観法の施行等に関し、趣旨、定義等について修正をいたします。

次に2ページを御覧ください。

第2章「行為の届出等」では、届出に添付する図書や、変更の届出について規定します。また、景観法に基づく景観計画区域における届出制度に一本化することに伴い、条例に基づく行為の届出等に関する規定を廃止いたします。

続きまして3ページを御覧ください。

景観デザイン協議について、「行為の届出等」と同じ第2章に規定するとともに、体系の整理、そして「設計段階の定義」、「説明会の周知方法」など規定の一部を変更いたします。

4ページを御覧ください。

第3章「景観重要建造物等」についてです。

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度を運用するに当たり、必要な手続等の条文を条例に追加することに伴い、規則にも必要な条文を追加いたします。

5 ページを御覧ください。

これまでの「景観形成重要建築物等」を「神戸市指定景観資源」に名称変更するほかは、基本的に現行の規定を踏襲いたします。

6 ページを御覧ください。

保存活用計画の策定等についても、景観法に基づく「景観重要建造物」も対象に加えるため条例改正することに伴いまして、整理、それから様式の廃止をいたします。

7 ページを御覧ください。

第4章「景観形成市民団体と景観形成市民協定」につきましても、基本的に内容の変更はありませんが、規定の整理、様式の廃止等を行います。

そして8 ページを御覧ください。

文化財保護法の規定に基づく伝統的建造物群保存地区に関する規定を文化財条例に移行することに伴い、規則の規定も移行します。

最後に、「第8章 助成」の廃止について、現行の規則では、条例に基づく助成に関し、交付申請、交付決定等の手続について規定していますが、規則からは削除し、別途、要綱として規定することといたします。

以上、議事2、議事3について一括で御説明をいたしました。

今後の手続につきましては、条例改正については、11月議会におきまして「都市景観条例の全部改正」について上程し、12月に公布、来年度4月1日施行の予定としております。

また、施行規則の改正につきましては、条例改正の議案上程後、本日の審議結果を踏まえまして、パブリックコメントを実施し、所定の手続を経たのち、条例と同じく来年度4月1日施行の予定としております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○末包会長** どうもありがとうございました。

議事2と議事3に関しまして、御説明いただきましたが、御質問・御意見がありましたら、お願いします。

お願いします。

**○大かわら委員** 施行規則の全部改正のところでお聞きしたいと思います。

3ページのところの、景観デザイン協議で「(2) 規定の変更」のところなんですけども、市民等に対する説明の方法の項で、現行は「説明会を開催しなければならない」ということだったんですが、それが説明会以外の方法を用いることができるというふうに改正がされるということになっているんですけども、説明会以外の方法ということは、具体的にどういうことをお考えなのかお聞きしたいと思います。

**○上田担当部長** 例えばですけれども、住民の方に個別に配付をすとか、そういった方法でも可能というふうにしたいと思います。

**○末包会長** どうぞ。

○大かわら委員 個別に資料を配付して、説明とするということですか。ちょっと確認。

○末包会長 お願いします。

○上田担当部長 そうですね。個別に配付をし、説明に代えるというところですか。

○末包会長 どうぞ。

○大かわら委員 私はこれ、市民に対しての説明ということは物すごく大事なことだというふうに思いますので、現行よりも、ちょっと今のお話でしたら、配付でもう説明にしようというところでいえば、ちょっと後退するような感じを受けるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○上田担当部長 御指摘のとおり、原則はやはり説明会を開催ということですが。ただ実際、今回のコロナのときのように、どうしても説明会が開催できないというケースがあり得ますので、そういったときに、別の手段で説明会と同等の、説明を担保できる規定を置いておくべきということで、このように記載しているところです。

○末包会長 どうぞ。

○大かわら委員 コロナで言いましたら、人を集めたらあかんで、配付だけで済ませますというところは、やっぱり既に後退だと思うんですね。だから、それは説明するその場を設けるということで考えれば、人数を少なくして、回数をたくさんにして、やっぱり皆さんに丁寧に説明をするというような努力が必要だと思うんです。

その次の「周知について」もそうなんですけども、例えばビラを配るだけではなくて、ネットも活用できますということになってしまったら、ネットを見ない人はどうなのかとか、そういうことにもなりますので。やはりその辺りでは、市民の皆さんに、きちんと何が行われるのか、その内容については丁寧に説明する機会をちゃんと取るべきだというふうに思いますので、それは努力はしていただきたいと思います。

○末包会長 事務局、よろしいですか。

じゃあ、その点よろしくお願いします。

ほか、ございましたら。

どうぞ。

○角松委員 今の点、よろしいですか。

コロナの状況を踏まえてこういうのを入れたいというのはすごく、意図としてはよく分かりますけれども、やはりあのこの種の規則というのは、やっぱり性悪説に基づいてつくらなければならないなと思ひまして。そんなことは、まさかなさらないと思ひますけど、もし乱用されたらどうしようということを考えた上で、それがいいような歯止めというのを考えた規定にするほうが望ましいのではないかなというふうに思ひます。

○末包会長 重ねての御意見なので、事務局のほうで御対応よろしくお願いします。

ほか、ございましたらお願いします。

どうぞ。

**○松村委員** 議事2－資料1のページ1、「都市景観条例の全部改正（案）」の意見に関してなんですけども。何をさせていただくとかということではないんですけど、これですか、あと先ほどから大かわら委員ですとか、その前の神戸らしさの話でも含まれるように、市民の方にとって、程度の問題は別として、全市民に対して参加していくべき内容に関してのことですので、ここにあるように、広報、特に一般市民向けに関しては、いろいろと頭にあるところだと思いますけれども、非常に丁寧と言いますか、分かりやすい形で広報を進めていただきたいなというふうに、市民としてお願いしたいなというのと。

あと、これは実務的なことなのでちょっとここで御質問するのはあれなのかもしれないんですけど。様式の廃止という、これは目的をお聞きすると、インターネット等々で手続きすることを念頭に置いてということだと思えるんですが、これを基本的に様式は廃止していくという方向になっていくと、実際紙ベースで手続きをされるときに、例えば市として全然意図しないものでお出しになられる事業者さんとか、個人の方とかがいらっしゃったら、あれかなというふうに思うんですけども。その辺りは、特に実務的には問題ないんでしょうか。

**○末包会長** お願いします。

**○上田担当部長** ありがとうございます。

1点目の広報につきましては、今のところ、この4月1日施行を目指しておりますので、それに向けてできるだけ丁寧に、分かりやすい周知を進めていきたいなというふうに考えております。

それから2点目、様式につきましてはですけども、これについては、少なくとも、書いていただくべき事項はきっちり書くということと、あと紙ベースで出される場合には、参考様式というものを作りますということです。インターネットだと記入いただく項目が入力できるようになりますので、恐らく実務的に齟齬そごはないかなというふうには考えております。

**○末包会長** ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いします。

よろしいですか。

では、ただいま頂きました御意見も踏まえて、進めていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。「景観形成重要建築物等の指定について」です。

説明をお願いします。

**○二宮担当係長** それでは議事4は、景観形成重要建築物等の指定についてです。

資料は議事4－資料になります。

この制度は、景観上重要な建築物等を、所有者の同意の下に、景観形成重要建築物等に指定し、その保全・活用を進めるものです。指定した建築物等については、市長が定めた

管理計画に沿って適切に管理していただくとともに、現状変更等の際に届出をしていただく一方で、その修理等について技術的助言や費用の一部助成を行います。これまでに茅葺民家 8 棟を含む 32 棟を指定しています。

議事 4 は、条例第 28 条の 3 第 2 項及び第 28 条の 4 第 2 項の規定により、「景観形成重要建築物等」の指定と、市長が定める「管理計画」について、当審議会の御意見を頂くものです。

資料の 1 ページを御覧ください。

今回は、茅葺民家の財田家住宅 1 棟を新たに指定したいと考えています。

まず、本件の概要についてご説明します。

神戸市西区押部谷町福住に位置します。茅葺の主屋は 19 世紀前半頃に建てられたと伝えられています。茅葺民家は南を向いた平入りとなっており、現在も当初からの姿を残しています。

指定の理由です。

平成 30 年 1 月の神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保全活用方針について」で示された評価方法に基づき、評価を行った結果、「景観資源としての価値が高く、景観形成重要建築物等の指定などにより、保全活用を図るべきもの」と、認められるものです。

それでは、財田家住宅の現況及び管理計画案についてご説明します。

財田家が位置する押部谷町福住は、西区の中でも北区や三木市との境に近く、明石川本流の上流に位置し、西を雌岡山、東をシブレ山などの山地、南を丘陵に囲まれた広々とした谷になっています。この辺りでは明石川は東から西に流れ、川の右岸に緩やかな段丘が形成されています。地区の北側の丘陵地は神戸電鉄沿いに早くから住宅地が開発され、南側の丘陵部でも団地開発がされています。

資料は 2 ページをご覧ください。

福住地区の東端を明石川の支流である福住川が北から南に流れます。集落の北に神戸電鉄、県道が通っており、集落を貫く旧道沿いに財田家住宅はあります。

3 ページに配置図をつけております。

主屋は南側を正面にする平入りの民家で、北に蔵や離れ、東に瓦葺屋根の付属棟を配した典型的な農家住宅の構えとなっています。

平面図は、前面スクリーンをご覧ください。

主屋は土間奥を部屋とするなど、若干の改造は見られますが、四間取りの原型が残っています。

2 階平面図です。

主屋の立面図です。立面図は資料の 4 ページ、5 ページにもつけています。

現況の説明をします。お手元資料の 11 ページからになります。前面スクリーンもご覧ください。

北側から見た様子です。北西角の土蔵とかやぶき屋根が田畑の中に浮き立ちます。

西側から見た様子です。駅や県道などからは塀沿いに北側から周り込み、主屋へアプローチします。

南面を見た様子です。畑越しに茅葺屋根と入母屋造の瓦葺屋根が並ぶ様は農村らしい景観のシンボルとなっています。南からの広い玄関アプローチがあり、主屋東側には入母屋造の瓦葺2階建ての付属棟が見えます。北側にある土蔵と同様に丸窓が設けられ、納屋でありながら意匠性が感じられる造りとなっています。

西側の板塀越しに茅葺屋根の破風が見えます。塀の水平ラインと相まって、西面の顔的役割を担っています。

玄関より西方向を見た様子です。庭からの飛び石が立派な沓脱石につながっています。西側には袖垣を境界として腕木門が設けられています。

玄関土間より見上げた小屋裏の様子です。小屋裏の叉首、屋中、垂木には丸太が使われています。木舞下地は仕事が丁寧で、整然と細かく組まれています。床の間の南側は、香の図組障子（このずくみしょうじ）と蜀江（しよっこう）文様の欄間で構成された平書院となっています。前栽からの穏やかな光を取り込んでいます。

建築物等の概要は以上です。

次に、資料6ページを御覧ください。管理計画（案）についてご説明します。

まず、保全管理方針ですが、「周囲の山、川、田畑と一体となったたたずまいは、茅葺民家が僅かに残る押部谷町にあっては貴重であり、地区の歴史的な景観資源の一つとして、保全していく」としています。

次に、部位別保全管理計画です。

主屋の茅葺屋根をはじめとして、建築物の外壁、建具や、外構について保全していくこととしています。

資料の8から10ページは、これまでにご説明しました景観の特性をまとめた図となっています。

景観形成重要建築物等の指定及び管理計画の案の説明は以上です。

**○末包会長** ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問・御意見がありましたら、お願いします。

**○藤本委員** 藤本です。このようなものが残っていたということと、指定いただくの、すごくうれしく思います。

その中でちょっと気になりましたところですが、13ページのところで、建築物の特徴などという下のほうの文章ですけれども、やっぱり茅葺の補修というか、葺き替えについては、この建物の指定とともに、茅の畑とか、こういうセットと一緒に考える必要があるかというふうに思うんですけれども。ここの表記で、2000年に全面的に変えたけれども、それまでも10年ごとに修理が行われていたと書かれてるんですが、2000年から今2021年になっ

ているので、20年たっていますよね。この辺りは今、どういう状況にあるかちょっと心配になったのでお伺いしたいです。

**○末包会長** 管理計画の範疇に入るかどうか、不安なところがありますけど、いかがですか。

**○二宮担当係長** 今回、指定に際しまして、現物を調査した評価を書かせていただいております。こちらの所有者さんは、2000年に全面の差し茅ですね、葺き替えではなくて、差し茅の工事をされた後に、それ以降大きい、茅の屋根についての改修はされていない状態です。ですので、それまでの小まめなメンテナンスによって躯体など、全体的には良好に管理されているんですけども、やはりあの、写真にも見られましたとおり、押さえ竹という下の竹が見え始めているというようなこともありまして、屋根の評価としてはBということになっております。

以上です。

**○末包会長** ありがとうございます。

**○森崎委員** よろしいですか。

**○末包会長** はい。どうぞ。

**○森崎委員** この保存計画、管理計画、保全管理計画でつくられて、これだけちゃんとやってくれたら問題ないねんけど。ちょっと僕は厳しいなと思うのが外構で、例えば腕木門とか石灯籠とかを保全にするというので、日常生活これをやっていくと、かなり厳しいんですよ。この腕木門のほうは特に日常で出入りするから。生活空間とそうじゃない空間を仕切っているものでもあるんですね、こういうのは。で、傷みも激しいんですよ、竹でやったりとかしていますので。だから、この保全というより、もうちょっと書きようがないかなと、このこういう装置は守っとけみたいな話とか。具体的に書いてしまうと、これはやっぱり守ってほしいしね。だから、そこがちょっとなかなか、工夫が要るのかなと、何か保全の、保全管理の準保全みたいなのがあったらいいんやけど。だからそういうルールはないんやろかと思うんですけどね。書いてしもたら守らなあかんですからね、やっぱり。

**○末包会長** 一応所有者の許可を得て、書いてるんですよ。

どうぞ。

**○二宮担当係長** こちらの保全管理計画は、所有者さんと相談しながら、こちらが評価し、守るべきものを示し、守りたい、こちらが一緒になって守りたいものをお示しして、例えばですけども、どうしてもここ、例えば今現状木製建具でいいものが残っているけども、所有者の方がいずれサッシに替えていきたいとか、そういったものについては、もうこちらのほうには載せないというようなことを、相談しながら決めています。

次に、その書きぶりとして、「保全する」というのと、「保全に努める」という、2種類を区別しながらさせていただきまして、基本的にはこちら屋根、それから例えば外構です

と石垣など、それ自体がもう変えてしまうと、この建物自体がもう成り立たないというようなもの以外は、基本的には「保全に努める」という形で管理方針のほうを作成させていただいております。

**○末包会長** 森崎委員の御意見は、そうってはいるけれどもなかなか保全がしにくいところなので、もう一度所有者にきちっと御認識いただきたいという御意見だったと思いますので、その点よろしくをお願いします。

**○二宮担当係長** はい。所有者さんと、こちらのほうをきっちり詰めながら、最終的な保全管理案をつくりたいと思います。

**○末包会長** よろしくをお願いします。

**○森崎委員** よろしく。

**○末包会長** ほか、ございますか。

では本件につきましては、特に御意見は以上のようなようですから、景観形成重要建築物等に指定し、管理計画を定めるということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次に議事5に移ります。景観アドバイザー専門部会の審議結果ですが、個別案件について事務局から説明願いますが、現時点で非公開とすべき案件はございますか。

**○上田担当部長** 非公開とする案件が1件ございます。

本日は、前回7月の審議会で報告した以降の案件につきまして、6件御報告いたします。設計段階協議の案件につきましては、既に協議資料が公告・縦覧されておりますので、公開で報告いたします。これ以外の、計画段階協議の案件につきましては、神戸市情報公開条例第10条第2号ア「公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」、または同条例第10条第4号「地方公共団体の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められるもの」に該当し、附属機関及び有識者会議に関する指針第7条第1項に定める「非公開とする場合に該当する」と考えられますので、これらの案件につきましては、当審議会を非公開とするのが適切と思われれます。

**○末包会長** ありがとうございました。

ではこの件に関しましては、会議を非公開とします。

ではまず、公開案件の報告を事務局からをお願いします。

**○福本担当係長** それでは、公開案件を報告いたします。

前面スクリーンを御覧ください。

また、お手元の資料では、「議事5－資料」になっております。

それでは1件目、「神戸大学楠キャンパス福利厚生施設整備運営事業」です。

令和3年5月24日に計画段階の協議を行い、第96回（前回）の審議会で、「計画段階」について報告をしたものです。その後、8月23日に設計段階の協議を行い、9月14日に協

議が成立しています。

場所は、中央区楠町7丁目、「神戸駅・大倉山都市景観形成地域（大倉山ゾーン）」の区域内となっております。大倉山公園の西、神戸大学医学部附属病院の敷地の一角となっております。

外観パースです。高さは約39.1m、地上7階の大学・店舗・飲食店からなる複合施設です。

設計段階のデザイン協議では、「コントラストに配慮した色彩計画やシンプルなサイン計画」、「街角に面した豊かな広場空間の創出」、「夜間の歩行者にも配慮した低色温度の照明計画」などについて御意見をお伝えしまして、配慮、検討するとの回答を得て、デザイン協議として成立をしております。

続きまして2件目、「加納町3丁目TAKAI B.L.D」です。

令和3年6月28日に計画段階の協議を行い、こちらも前回の審議会で、「計画段階」について御報告をしております。その後、8月23日に設計段階の協議を行い、10月25日に協議が成立しています。

位置図です。場所は、中央区加納町3丁目、「税関線沿道都市景観形成地域」の区域内で、加納町3丁目交差点に面する敷地となっております。

外観パースです。高さは約30.9m、地上10階の共同住宅（8戸）・店舗・駐車場です。設計段階のデザイン協議では、「周辺建物との調和を意識したサイン計画」などについて御意見をお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、デザイン協議成立となっております。

3件目は、「(仮称)大晶ビル新築工事」です。

令和3年7月26日に計画段階の協議、8月23日に設計段階の協議を行い、9月2日に協議が成立しております。

場所は、中央区相生町2丁目、「神戸駅・大倉山都市景観形成地域（神戸駅前ゾーン）」の区域内で、神戸駅山側の駅前広場に面する敷地となっております。

外観パースです。高さは約30m、地上9階の店舗となっております。

デザイン協議では、「広告物を含めた建物の立面デザイン」、「仕上げの素材感に配慮した色彩の選定」などについてお伝えし、配慮、検討するとの回答を得て、協議成立となっております。

4件目は、「サンケイビル須磨水族館整備」です。

令和2年6月22日に協議を行い、第93回、昨年7月の審議会で報告をしております。その後、令和3年1月18日、5月24日に協議を行いました。

位置図でございます。場所は、須磨区の海浜公園内で、「須磨・舞子海岸都市景観形成地域（須磨海岸ゾーン）」となっております。須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業の一環で整備される建物で、ホテル1棟、水族園棟3棟について協議を行いました。

高さは水族園棟が約26.9m、地上4階、ホテル棟が約29.8m、地上7階となっております。

す。

外観パースです。こちらは水族園棟のほうですけれども、景観アドバイザー専門部会からは、全体計画に対しては「須磨海岸の白砂青松を生かした、神戸を代表する観光地にふさわしい、昼夜、近・中・遠景の景観の創出」ということで、「園内全体の共通の建物デザインコード」、「自然に調和する土木構造物のデザイン」、「照明コンセプトの実現に向けた照明計画」、「駐車場棟の立面デザイン」などについて御意見を頂き、水族園に対しましては、「広場部分の植栽計画」などについての御意見を頂いております。

続きまして、ホテル棟のほうの外観パースです。「ルーフデザインを生かした照明計画」、「園内全体に調和する植栽計画」などについて御意見を頂き、いずれも配慮、検討するとの回答を頂いております。

以上、公開案件の御報告をいたしました。

**○末包会長** ありがとうございました。

それではここから当審議会を非公開とします。

(非公開案件説明)

**○末包会長** ありがとうございました。

ではこれで、非公開案件の議事は終了いたしました。

再び会議を公開にしたいと思います。

よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。特にないようでしたら、本日の議事は全て終了させていただきますと思います。

どうぞ。

**○山下委員** その他ということ。

**○末包会長** どうぞ。

**○山下委員** いいですか。

この場をお借りして、ちょっとお伺いしたいことがあります。

景観形成重要建築物の指定の中で、水の科学博物館ですね、水の科学博物館が今結局その博物館としての機能を終了しております。この建物が今後どのような形で活用されるのか非常に心配をしておりますので、分かる範囲で方針とか情報を頂ければと思います。

あともう1点が、今回も財田家住宅の保全の計画をしていただいてありがたいと思う一方、西区の議員としては、その保全した建築物をどのように活用していくのだろうかということが、やはり一番の関心事でございます。物理的な問題で恐縮ですが、こういった、いわゆるかやぶき建築を保全して、それを見に行ってくれる人が何人いるんだろうということもやっぱりありますし、こう保全することが一つの目的ではあるんですけど、もう一

つそこに人が来てくれて、見てくれることがやっぱり大事ではないかなというふうに思っております。今、里山保全のほう、いわゆる昔の農地、古い建物を使った古民家カフェとかね、そういったものの活用による市街化調整区域の、いわゆる特例と言いますか、開発許可というふうなものもありまして、里づくり計画に基づいて、そういった古民家カフェ等の利活用というものも進んでおりますけれども、こういった、せつかく保全するのであれば、その活用の図り方ということも、ぜひ御考慮いただきたいなという意見があるんですけど、その点についても御見解をお伺いしたいと思います。

**○末包会長** 以上2点の御質問を頂きました。お願いできますか。

**○上田担当部長** 1点目の水の科学博物館ですけれども、景観形成重要建築物に平成12年に指定をした物件ですけれども、これについて、今後の活用については申し訳ありませんが、今何も情報を持っておりませんので、また別途、調べさせていただきます。

それともう1点のかやぶき民家の件につきまして。

**○二宮担当係長** 財田家住宅のほうは、数年前に所有者さんが亡くなられて、現在近隣に住まわれている御親戚の方が管理されているんですけれども、今後指定の後、屋根等を改修し、お試し居住の拠点として活用していくということを聞いております。農村活性化のために、農政部局のほうの主となって今計画されていることですので、お試し居住の拠点施設として活用する予定です。

**○末包会長** どうぞ。

**○山下委員** 御答弁ありがとうございます。

水の科学博物館に関しては、やっぱり保全をするということで、ただ保全をするのではなくて、要はちゃんと使ってほしいということもありますし、逆に裏返せば、使わないと危険だというふうな……本当に守ってほしいんです。その思いです。で、ちょっと意見として、申し上げておきました。

あと、茅葺のほうはお試し居住の拠点ということで、分かりました。やはり似たような考え方かもしれませんけれども、いわゆる宿泊施設というふうなことも考えられるのかなと思いますので、そういった活用の仕方もぜひ御検討ください。

以上です。

**○末包会長** では、大かわら委員、お願いします。

**○大かわら委員** 前後して申し訳ありません。

先ほどのデザイン会の審議のところで、ちょっとお聞きしたいんですけれども。加納町3丁目の案件と、それから非公開案件もそうかなとは思いますが、この地域って住宅などの建設が制限をされるところではなかったですか。それとの関係はどうなのか、お聞きしたいんですけど。

**○上田担当部長** 都心エリアで一部、住宅が容積率一定以下ということで制限される地域がございますけれども、この建物2つは、このエリアに入っていないのでございます。

**○大かわら委員** 分かりました。じゃあ、外れているんですね。加納町のほうも外れているんですかね。

**○上田担当部長** そうですね。

**○大かわら委員** ちょっと申し上げたのは、やっぱり都心というところでいえば、そういう住宅規制をして、人口の集中をいかにするかというところで、そういう規制がかかっていると思うんですけれども。今回このデザインという点ではなかなか難しいんですが、その住環境を守り育てるといふ、その条例との関わりというのを考えても、やはりその公共施設が不足しているとか、学校が不足しているとか、保育所が不足しているとか、そういうところが、ずっと問題になってきている地域ですのでね。なかなか、マンション、1,000平米以上は規制がかかるけど、1,000平米以下でもね、こういうギリギリのところに出てきたりするので、なかなかそこに歯止めがかけられないというのがずっとありまして、ここではなかなか難しいとは分かっているんですけれども、やはりその住環境の維持というところでは、何らかの方策が要るんじゃないかという問題意識がありますので、ちょっと申し上げさせていただきました。

**○末包会長** ありがとうございます。

ほか、ございましたら。

どうぞ。

**○松下委員** 1件、情報提供としてお知らせしておきたいことがありまして、お話しさせていただきます。

今回、財田家住宅茅葺民家が対象になったということで、非常にありがたいなというふうに思っております。神戸市は非常にたくさんの茅葺民家が残されていて、よい景観をつくって守っていただいているなと思うんですけれども、一方でその、1戸1戸はすばらしい建物なのに、それがこう、面として見ると、なかなかこう、群生した……かたまっていないと言いますか、その付近の住宅ですとか、景観が現代的で。つい先日も、茅葺民家を探している映画チームがありまして、一生懸命北区や西区の民家を御紹介したんですけれども、どうしてもその、少し引いて撮ると、周りの住宅であるとか、道であるとかが非常に写ってしまうので、やはり神戸では無理だなということで、丹波で決まってしまうんです。非常にこういうのはもったいないなと思いますので、将来的にはその、面としての景観というのを残していただけるような考え方というのも一つ、持っていただければありがたいなと思いました。

以上です。

**○末包会長** ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

どうぞ。

**○松村委員** すみません。度々、順番が前後して申し訳ないです。

先ほどからずっと話題に出ている、景観形成重要建築物の件なんですけど、これは一旦指定されると、基本的にはもう半永久的に指定され続けたまんまということになるんでしょうか。

**○上田担当部長**　そうですね。基本的には、もう一旦指定したら、あとは維持していただくということです。現状変更がある場合には届出を頂くということになっております。

**○松村委員**　ありがとうございます。遠回しに申し上げているのが、そのいろんな御事情があって、実際にその家に住まわれるだとか、所有者が変わるだとか、いろいろな背景によって、あるべき姿で維持し続けるのが、難しいような場合というのも出てくるかと思えますし、あとこういう指定される建物がどんどん増えていくということになると、もちろんその意義を否定するつもりは全くないんですけれども、神戸市としては、様々な意味で、負担が増えていく話にもなるのかなというふうに思っています、その辺りはどういうふうに。数がもっと、例えば倍倍という形で増えていった場合に、どういうふうな運用をなされるのかなというのが少し気になったので。すみません。ありがとうございます。

**○末包会長**　御意見として、よろしいですね。

**○松村委員**　はい。

**○末包会長**　ありがとうございます。

ほか、ございましたら。

特にならなければ、進行を事務局にお返しします。

**○山本副局長**　本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

次回の審議会の日程につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第 97 回神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午前 10 時 44 分　終了